

カルト対応の手引き

寺院・教会
向け

Cult Guide corresponding to the Cults

カルト性の強い教団・集団は、勧誘や集金などの目的のために手段を選びません。教祖や教団に絶対的服従の状態におかれている信者は、他人の目を欺いたり騙しても目的を達成することが善意だと信じています。

それを問題視する私たちの行動に対して、教団・集団は内容照会・質問状・警告文など、法的措置に訴えるという主旨の文章を送付してくる場合があります。

これは、裁判が目的なのではなく、私たち寺院側を牽制し黙らせ、行動させなくすることが狙いであります。それに乗ってしまうと、彼らの活動や教団を黙認し、そして認知することになります。その結果、ご門徒や若い方が入会・入信して被害が拡大することになります。

更なる被害を出さないためにも、毅然とした態度をもってこの問題に取り組んでいただき、対応する上でご注意いただく点をまとめてみました。



7つの注意点

- 1 お寺に寄付の依頼の訪問があった場合は?**
- 2 相談を受けた場合は?**
 - ・電話での相談
 - ・来寺しての相談
- 3 お寺に訪問販売に来た場合は?**
- 4 ご門徒へ親鸞聖人や教えに関する視聴覚教材・書籍の訪問販売などが
あった場合は?**
- 5 インターネットで注意することは?**
- 6 教化伝道において注意することは?**
 - ・法話
 - ・文書
 - ・宗派外の団体の出版物への執筆など
- 7 教団や信者から直接連絡があった場合は?**
 - ・訪問を受ける時
 - ・勉強会や研修会に誘われた時
 - ・対話時における注意点
 - ・教義に関する問い合わせや議論について
 - ・脅迫や無言電話などの嫌がらせがあった時

詳しくは、中面をご覧ください。



注意点 1

お寺に寄付の依頼の訪問があった場合は?

正規の団体は突然の戸別訪問はしません。福祉団体や慈善事業をかたり、身分証を出されても、寄付をしたり商品を買わないようにしてください。カルト性の強い団体がこうした形で資金を集めているケースが多く報告されています。



注意点 2

相談を受けた場合は?

回答を急がず、相談内容（情報提供を求められているのか、勧誘を受けて困っているのか、身近な方についての相談なのか）をしっかり把握してください。

その上で、事実に基づいてお話しください。噂や想像を事実のように言わないようご注意ください。

電話での相談

相手が見えないため、どういう方なのか分かりません。「〇〇教団はどういう団体か」「新聞に入ったチラシの講演会は行ってもいいのか」などの問い合わせに対して、その意図を確認するようにしてください。知らない方で、意図がはっきりしない時などは、即答を避けてください。また、悩んで困っておられるようであれば、来寺してもらってお話しするようにしてください。

来寺しての相談

よくご存じの方やご門徒で、入会前や入信前の相談であれば、問題点を指摘し、今後はその教団・団体との接触を避けるように、はっきり伝えます。既に入会・入信しておられる方についての相談であれば、これまでの経緯と現状ができるだけ正確に整理するようにお聞きします。できれば状況を書いていただくとご本人の問題整理にもなります。



注意点 3

お寺に訪問販売に来た場合は?

親鸞聖人に関する視聴覚教材や宗教関係の本などの場合、お寺が購入することが、逆に販売側の宣伝に使われることがありますのでご注意ください。また、無料の配布物も原則として受け取らないようしてください。



注意点 4

ご門徒へ親鸞聖人や教えに関する視聴覚教材・書籍の訪問販売などがあった場合は?

真宗大谷派とは関係のない物であること、お寺は推奨してはいないことだけを、きちんと伝えてください。

例 「月刊〇〇は、真宗大谷派とは関係がありません。真宗大谷派の月刊誌は『同朋』ですから、こちらをぜひご購読ください」など。

注意 「〇〇教団は問題があるので買わないように」という言い方や書き方は、相手方より営業妨害・名誉棄損で訴えるなどの措置がとられる可能性がありますので、ご注意ください。



注意点 5

インターネットで注意することは?

まず誰でも見ることができるということを、念頭に置いてください。お寺で開設しているホームページやブログのコメント欄、SNSなどの質問について、答えたくない時やあからさまな挑発を感じた時は削除してください。



注意点 6

教化伝道において注意することは?

法 話

噂や伝聞によることは、憶測や大げさな内容が入っている可能性がありますので、ご注意ください。不特定多数の方が聞いておられる場合は、教団・集団・個人の名称を出さずにお話しください。あくまでも自己の信仰の問題としてや、社会的に問題化したことなどの事実に基づいて、カルト一般としてお話しください。



注意点 7

教団や信者から直接連絡があった場合は?

訪問を受ける時

事前に日時を指定しての訪問であっても、こちらが会う必要を感じなければ、断つても構いません。できるだけ、訪問される人数と時間や要件をあらかじめ聞いてください。こちらも同じ人数で応対し、面会は先に決めた所要時間内とします。また、応対時の会話は録音するようにしてください。

突然の訪問や先に述べたことが準備できない場合は、断つても構いません。議論してもほとんどの場合、水掛け論となり平行線をたどるだけです。

勉強会や研修会に誘われた時

自分では大丈夫だと思っていても、その場の雰囲気や圧力で断れなくなったり、トラブルに巻き込まれる場合がありますのでご注意ください。最初にきちんと断るのが最善です。

対話における注意点

教団・集団に対してカルト教団であるとか邪教・異安心という言い方は、誹謗中傷として名誉棄損などで訴えられることになりますのでご注意ください。

文 書

他の教団・集団の内容について伝える場合は、既に公に刊行されている新聞・雑誌・パンフレットの記事を転載するようにしてください。また、自らお書きになる場合は、確認できる事実、公にできる資料に基づき記載してください。

宗派外の団体の出版物への執筆など

出版物の刊行者や団体の活動内容を十分に把握する配慮が必要です。寄稿することが、その団体や集団の正当性を補完する情報として、逆に利用されてしまうという危険性や問題もありますのでご注意ください。

教義に関する問い合わせや議論について

まず、相手の土俵にあがって議論をしないことが大切です。質問項目や私たちの受け答えを予測して、次々に質問するマニュアルを用意していることもあります。相手方は、自分たちの考え方や教義にこちらを誘導しようしますが、それには乗らず、考え方や意見が異なること、相違点を互いに確認するという姿勢が大切です。

質問状などが来ても相手になる必要はありません。返事をしなくてはならない場合は、回答を急がず後日ということにして、青少幼年センターにご相談ください。

脅迫や無言電話などの嫌がらせがあった時

身体的・精神的な嫌がらせは、警察に相談してください。また、警告文や内容証明郵便を受け取った場合は、恐れず毅然とした態度を保つようにします。

どちらの場合も、直ちに青少幼年センターにご相談ください。



ワンポイント
アドバイス

教団や集団の問題点を調べたい場合は?

インターネットで というように、
単語と単語の間にスペースを入れて検索してみてください。さらに詳しく調べたい場合は、青少幼年センターにご連絡ください。

カルト問題リーフレットをご活用ください

青少幼年センターでは、カルト問題についての啓発と予防を目的としたリーフレットをご用意しております。

つきましては、学習会やご門徒の皆さんに直接配布いただくなど、様々な機会にリーフレットをご活用いただき、カルト問題に対する注意を喚起してください。リーフレットは、必要部数を無償にてお送りします。ご希望の方は、青少幼年センターまでお問い合わせください。

あなたは 狙われている

身近に起こりうるカルトの勧誘手口の特徴的な場面を設定し、その対処方法を紹介しています。

一般向け啓発用



あなたは 狙われている

学生生活に忍び寄るカルトの勧誘手口と対処法を4コマ漫画で紹介しています。

学生向け啓発用



カルト問題 学習の手引き

カルト問題について真宗の視点から学びを深めるための手引きです。

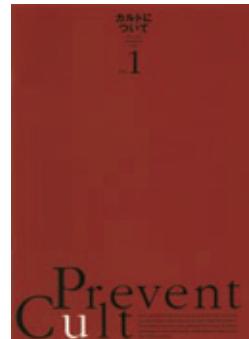
一般および寺院・教会向け学習用



カルトに ついて vol.1

滝本太郎弁護士監修のもと、カルト問題について事例も含めて詳しく解説する冊子です。

寺院・教会・一般向け学習用



お問い合わせ・各種ご相談は、青少幼年センター ☎ 075-354-3440 まで